

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第19号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則の一部を改正する規則（高齢政策課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立但馬長寿の郷管理規則の一部を改正する規則（規則第22号）
兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立但馬長寿の郷の施設のうち宿泊施設及び交流施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立但馬長寿の郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第22号

兵庫県立但馬長寿の郷管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立但馬長寿の郷管理規則（平成10年兵庫県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第12条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条」に改める。

第6条第1項中「様式第1号」の右に「、兵庫県立但馬長寿の郷小集会室等利用許可申請書（様式第1号の2）」を加え、同条第3項中「兵庫県立但馬長寿の郷研修室等利用許可申請書」の右に「、兵庫県立但馬長寿の郷小集会室等利用許可申請書」を加え、「3月前」を「6月前」に改める。

第11条中「条例別表」を「条例別表第1」に、「別表に」を「別表第1に」に改める。

第13条中「第5条」を「第6条」に改める。

第14条第1項中「第6条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、同項第3号中「、利用」を「利用」に改め、同条第2項中「第6条ただし書」を「第7条ただし書」に改める。

第15条中「事項は、」の右に「知事が」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理施設の管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

（利用料金の基準額）

第15条 条例別表第2の規定により規則で定める利用料金の基準額は、別表第2に定めるとおりとする。

（管理）

第16条 条例及びこの規則に基づく知事の権限（条例第10条の規定により同条に規定する指定管理者（以下この条及び次条において「指定管理者」という。）に管理を行わせる施設（次条において「指定管理施設」という。）に係るものに限る。）は、条例第11条第3項及び第4項の規定並びに次条ただし書の規定に基づく権限を除き、指定管理者が行うものとする。ただし、第2条第2項及び第3条ただし書の規定に基づく権限は、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

別表2の部から4の部までを削り、同表5の部を同表2の部とし、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第15条関係）

1 宿泊室の利用料金の基準額

(1) 1月1日から7月20日まで及び9月1日から12月31日までの期間において利用する場合

区分	洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)				備考		
	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	3人で 利用する 場合	4人で 利用する 場合			
金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合	高齢者等	円 5,100	円 3,500	円 6,900	円 3,900	円 3,000	円 2,300	1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。	
	小学校の児童	4,700	3,200	6,300	3,600	2,600	2,100		
	その他の者	付添人	5,100	3,500	6,900	3,900	3,000		2,300
		その他	5,800	3,900	7,800	4,500	3,400		2,600
金曜日及び土曜日以外の日（翌日が休日でない日に限る。）に利用する場合	高齢者等	4,100	2,800	5,600	3,200	2,300	1,900	2 「高齢者等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 60歳以上の者 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者	
	小学校の児童	3,800	2,500	5,000	2,900	2,100	1,600		
	その他の者	付添人	4,100	2,800	5,600	3,200	2,300		1,900
		その他	4,700	3,200	6,300	3,600	2,600		2,100
								3 「小学校の児童」とは、小学校及びこれに準ずる学校の児童をいう。 4 「その他の者」とは、12歳以上の者で高齢者等又は小学校の児童のいずれにも該当しないものをいう。	

										5 「付添人」とは、介護を要する高齢者等に同伴する者を行い、1人に限るものとする。 6 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(2) 7月21日から8月31日までの期間において利用する場合

区分	洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)				備考		
	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	1人で 利用する 場合	2人で 利用する 場合	3人で 利用する 場合	4人で 利用する 場合			
金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合	高齢者等	円 6,400	円 4,300	円 8,700	円 4,800	円 3,700	円 3,000	1 「休日」、「高齢者等」、「小学校の児童」、「その他の者」及び「付添人」とは、それぞれ(1)の表の備考に規定する休日、高齢者等、小学校の児童、その他の者及び付添人をいう。 2 小学校に入学する前の者が利用する場合は、無料とする。	
	小学校の児童	5,900	4,000	7,800	4,500	3,300	2,600		
	その他の者	付添人	6,400	4,300	8,700	4,800	3,700		3,000
		その他	7,200	4,800	9,900	5,700	4,200		3,300
金曜日及び土曜日以外の日(翌日が休日でない日)に利用する場合	高齢者等	5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300		
	小学校の児童	4,700	3,200	6,300	3,600	2,600	2,100		
	その他の者	付添人	5,100	3,500	6,900	3,900	3,000		2,300
		その他	5,800	3,900	7,800	4,500	3,400		2,600

2 ロッジ及び附属設備の利用料金の基準額

区分		基準額
ロッジ		1棟1泊につき 34,000円
附属設備	グランドピアノ	1台につき 3,400円

様式第1号中

「

 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電話（.....）.....番」

を

「

 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電話（.....）.....
 電子メール.....」

に、「小学校児童」を「小学校の児童」に、「中学校生徒」を「中学校の生徒」に、

「

<input type="checkbox"/> 多目的ホール	円	<input type="checkbox"/> 小集会室	円
<input type="checkbox"/> 大研修室A	円	<input type="checkbox"/> 視聴覚室	円
<input type="checkbox"/> 大研修室B	円	<input type="checkbox"/> 陶芸室（専用利用）	円
<input type="checkbox"/> 中研修室	円	<input type="checkbox"/> 陶芸室（共同利用）	円
<input type="checkbox"/> 小研修室	円	<input type="checkbox"/> 音楽室	円
<input type="checkbox"/> 大集会室	円	<input type="checkbox"/> 工作室（専用利用）	円
<input type="checkbox"/> 中集会室	円	<input type="checkbox"/> 工作室（共同利用）	円

」

を

「

<input type="checkbox"/> 多目的ホール	円	<input type="checkbox"/> 小研修室	円
<input type="checkbox"/> 大研修室A	円	<input type="checkbox"/> 大集会室	円
<input type="checkbox"/> 大研修室B	円	<input type="checkbox"/> 中集会室	円
<input type="checkbox"/> 中研修室	円	<input type="checkbox"/> 視聴覚室	円

」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第6条—第8条関係）

兵庫県立但馬長寿の郷さと小集会室等利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電話（.....）.....

電子メール.....

利 用 の 目 的	行事の名称			
	行事の内容 <div style="text-align: right;">□営業行為 □その他</div>			
利 用 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	(日 時間)		
利 用 人 員	小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者	左欄に掲げる者以外の者	計	
	人	人	人	
利 用 施 設	施 設 名	利用料金	施 設 名	利用料金
	<input type="checkbox"/> 小集会室	円	<input type="checkbox"/> 音楽室	円
	<input type="checkbox"/> 陶芸室（専用利用）	円	<input type="checkbox"/> 工作室（専用利用）	円
	<input type="checkbox"/> 陶芸室（共同利用）	円	<input type="checkbox"/> 工作室（共同利用）	円
附 属 設 備				円
利用料金（合計）				円
備 考				

注 1 太線の中だけ記入してください。

2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。

様式第2号中

「
 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電 話（.....） 番」

を

「
 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
 電話（.....）

電子メール.....」

に、

利用者 の別	施設名	高齢者等	中学校 生徒	小学校 児童	その他の者		計	
					付添人	その他		
利用人員 及び利用 施設	宿 泊 室	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	
		女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	
	ロ ッ ジ	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	
		女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	
		<input type="checkbox"/> 共同利用 (<input type="checkbox"/> 風呂付室 <input type="checkbox"/> その他の室) <input type="checkbox"/> 専用利用 (棟)						
使 用 料		円						

を
「

利用者 の別	施設名	高 齢 者 等	小学校の児童	その他の者		計	
				付添人	その他		
利用人員 及び利用 施設	宿 泊 室	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	
		女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	
	ロ ッ ジ	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	
		女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	
		利用棟数 (棟)					
利 用 料 金		円					

に改め、同様式注を次のように改める。

注 太線の中だけ記入してください。

様式第2号の2中

「
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

 電 話 (.....) 番」

を
「

.....
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

 電話 (.....)
 電子メール

に改め、「使用料」の右に「又は利用料金」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の兵庫県立但馬長寿の郷管理規則様式第1号、様式第2号及び様式第2号の2の規定による規定による申請書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の兵庫県立但馬長寿の郷管理規則様式第1号、様式第2号及び様式第2号の2の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。